

女性支援法への期待と これからの連携について

-生活保護制度・生活困窮者自立支援
制度との連携の視点から-



明治学院大学

社会福祉学科

新保美香

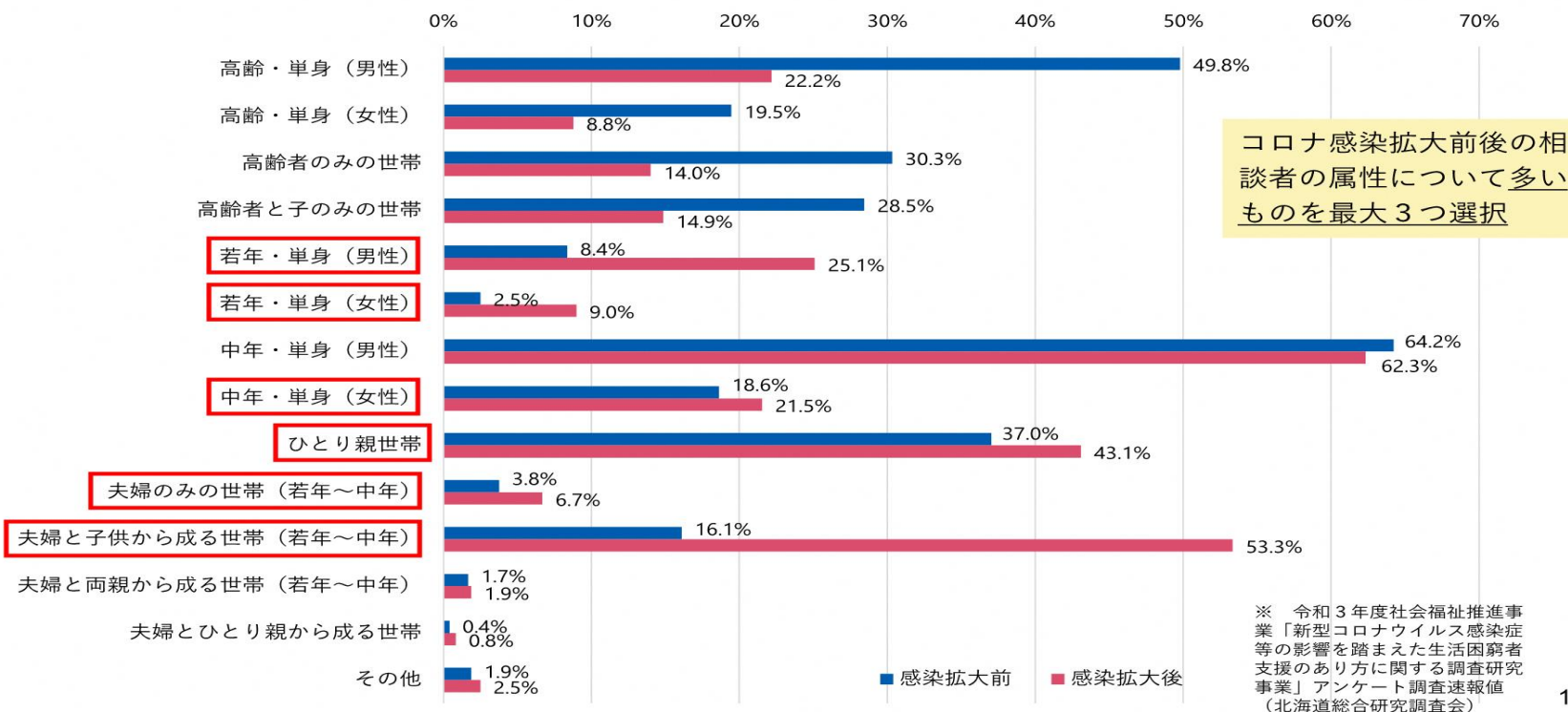
はじめに

- 本日はこのような機会を頂き感謝いたします。
- 「生活保護制度」及び「包括的な相談支援」（「断らない相談支援」）を目指して実践している「生活困窮者自立支援制度」の現状や審議会部会での議論をふまえてお話します。
- 今後どのように連携しながら、困難な問題を抱える女性を「共に」支援していくことができるか、皆様の検討の一助となれば幸いです。
- どうぞよろしくお願いいたします。

1. 生活困窮者支援における困難な問題を抱える女性の現状（生困）

新型コロナウイルス感染症による相談者像の変化（世帯類型）

○ 若年・単身の男女、中年・単身女性、ひとり親世帯、夫婦のみ世帯、夫婦と子供から成る世帯について、感染拡大後に「多い」と回答した自治体のほうが多かった。



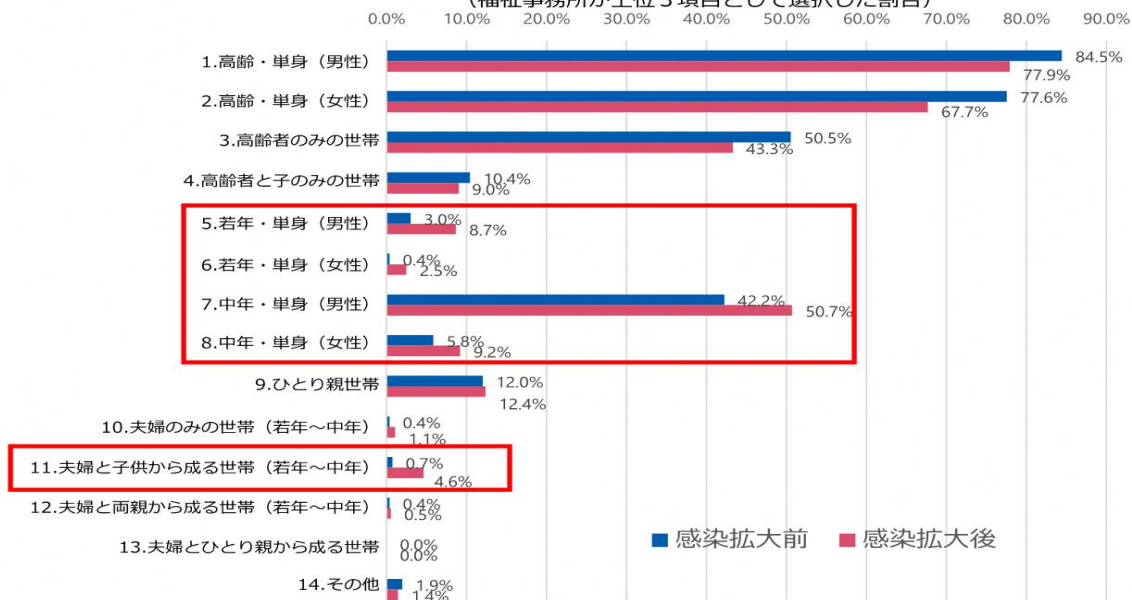
1. 生活困窮者支援における困難な問題を抱える女性の現状（生保）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後での相談者の変化 —相談者の属性

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前と後とで、生活保護の相談に来る方の属性を比較すると、感染拡大後の方が、「中年・単身（男性）」が8.5ポイント、「若年・単身（男性）」が少ないものの5.7ポイント高くなっている。

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後での相談者の属性（n=566）

（福祉事務所が上位3項目として選択した割合）



※ 令和3年度社会福祉推進事業「新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業」アンケート調査（北海道総合研究調査会）

※ 福祉事務所にアンケートを行い、「感染拡大前の相談者」「感染拡大後の相談者」それぞれについて、「相談者の属性」として多いものから順に3つ選択する形式で回答。23

2. 「女性支援法」への期待

- 新法の意義は、困難な問題を抱える女性の人権、尊厳、意思が尊重される中で、女性福祉の理念に立脚して、支援の充実がはかられることであると思います。
- 「女性支援法」が、当事者を主体とし、他領域他制度と有機的な連携をしながら、女性の困難な問題の解決に止まらず、個々の女性の福祉（しあわせ）を実現するための支えとなり、大きな推進力となることが期待されます。

3. 困難な問題を抱える女性への支援に向けた連携に向けて

- 他領域他制度との連携は「女性支援法」が縦割りの1つの制度とならないため、そして、制度・支援者・当事者が孤立しないためにも、極めて重要であると思います。
- 「地域共生社会の実現」に向けた取組みに「女性支援法」がどのようにかかわるか、支援において密接な領域である生活保護制度、生活困窮者自立支援制度と、いかに連携を進めるかは、課題であると考えます。

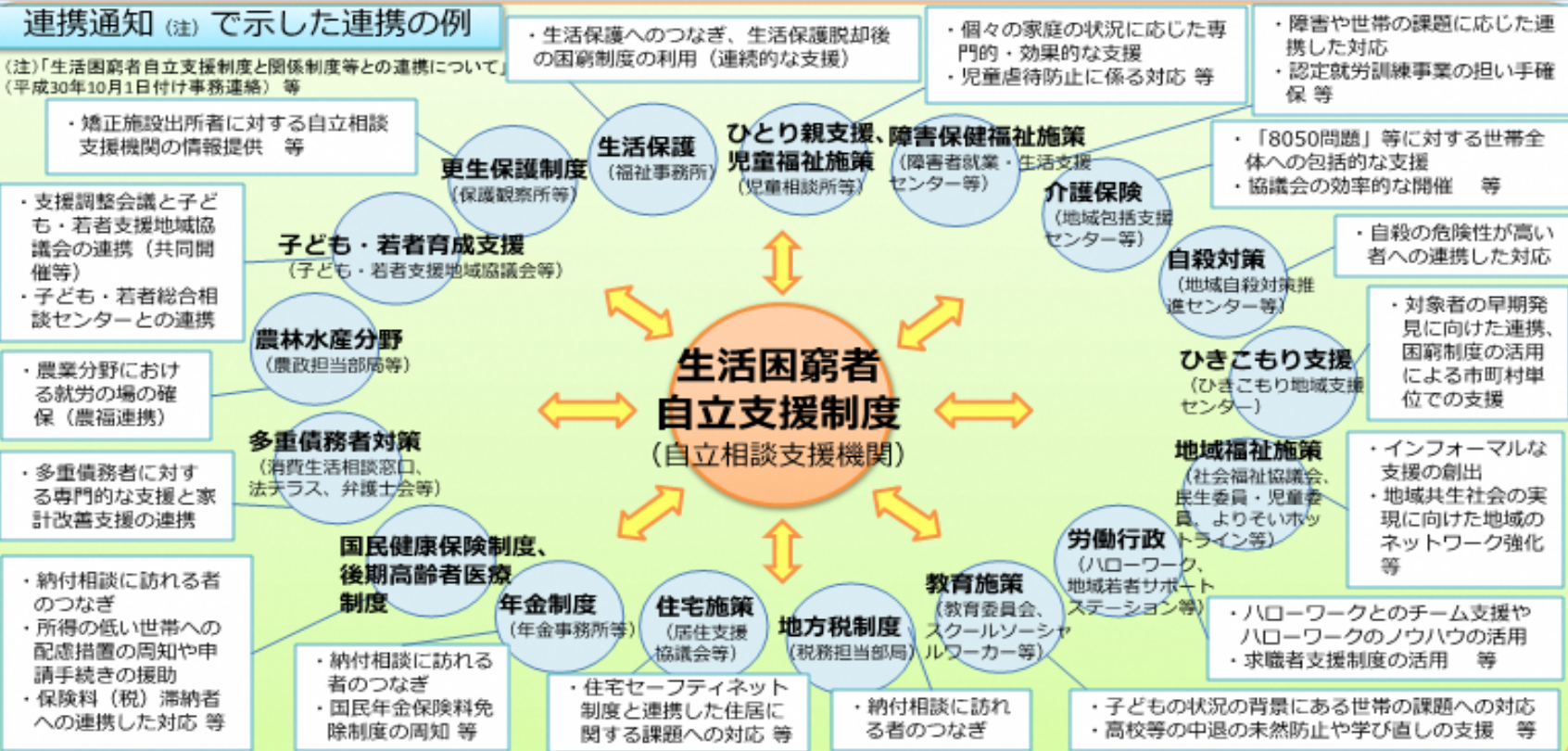
<参考資料1：他制度との連携>

生活困窮者自立支援制度における他制度との連携について

- 生活困窮者自立支援制度においては、自立相談支援事業を中核に、他制度と連携しつつ、本人の状態像に応じたきめ細かい支援を実施することが重要である。また、支援を必要とする方に確実に支援を届けるというアウトリーチの観点から、関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが必要である。
- さらに、地域資源の開発に当たっても、他制度のネットワークや他機関と連携することが重要である。

連携通知（注）で示した連携の例

（注）「生活困窮者自立支援制度と関係制度等との連携について」（平成30年10月1日付け事務連絡）等



コロナ禍で顕在化した新たな相談者層（個人事業主やフリーランス、外国人、若年層等）や支援現場の実態、他制度の状況等を踏まえ、上記以外の制度との連携のあり方や、すでに発出している連携通知の内容について検討。

<参考資料2：会議体同志の関係>

支援に関する会議体同志の関係について

- 多様で複雑な課題を抱える被保護者に対し、関係機関同士で連携しながら援助を行えるようにする観点から、福祉事務所と関係機関との間で支援の調整や情報共有を行うための新たな会議体を設置できるようにすることを検討。
- 被保護者の課題の全体像を把握した上で、各種支援の利用に向けたコーディネートを行うための中心的役割は、ケースワーカーが担う必要がある。このため、新たな会議体は、生活困窮者自立支援制度上の支援会議とは別に、生活保護独自の制度として設ける必要があるのではないかと。
- 一方で、重層的支援体制整備事業（重層事業）は、被保護者を含む地域住民の支援ニーズに広く対応するための事業であることを踏まえると、新たな会議体を設置する代わりに、重層事業の支援会議を活用することは可能と考えられる。ただしその際には、コーディネーターとしてのケースワーカーが議論を主導することができるよう留意する必要があるのではないかと。

各会議の関係（イメージ）

新たな会議体の設置を検討（生活保護制度）

- ・設置主体：保護の実施機関（福祉事務所）
- ・構成員：地域の支援関係機関や事業の委託を受けた者等
- ・主な目的：被保護者の援助に関する計画を作成する際の関係機関等との調整・情報共有
- ・情報共有の対象：被保護者（被救の関係機関との緊密な連携が必要と福祉事務所が判断した者）

支援会議（生活困窮者自立支援制度）

- ・設置主体：福祉事務所設置自治体（困窮制度主管部局）
- ・構成員：地域の支援関係機関や事業の委託を受けた者等
- ・主な目的：関係機関の情報共有による要支援者の早期把握・支援体制の検討
- ・情報共有の対象：生活困窮者（※1）

地域ケア会議（介護保険制度）

（自立支援）協議会（障害福祉制度）

要保護児童対策地域協議会（子ども施策）

支援会議 （重層的支援体制整備事業）（※2）

- ・設置主体：市町村
- ・構成員：高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等各分野に関する関係者
- ・主な目的：地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する新たな包括的な支援体制の整備
- ・情報共有の対象：地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯

※1 保護廃止が見込まれるものの地域から孤立している等の一部事業では、保護廃止後に再び最低限度の生活を維持することができなくなることがないよう、例外的に、現在被保護者であっても、生活困窮者自立支援制度の支援会議による情報共有の対象となることがある。

※2 重層的支援体制整備事業は任意事業であることを踏まえると、制度としては、生活保護独自の会議体を設置する必要があるのではないかと。

4. よりよい支援・連携に向けて ①

(1) 理念の共有

- 女性支援法の関係者はもとより、連携する人々とも理念を共有することが大切です。
- 理念の具現化は容易でないことを前提として、関係者全員が「理念」と「理念を実現するための倫理・基本姿勢」を共有し実践できるような不断の取組みが不可欠です。

(生困制度では国研修が理念をふまえた実践を広げるプラットフォームになっています。研修は国が責任を持って実施する方向。行政の制度所管担当者と支援者が共に学ぶ場とすることが重要。)

4. よりよい支援・連携に向けて ②

(2) 連携のあり方

- 「連携」とは「面識を持つ者同士が、相互理解のもとで物事に一緒に取り組むこと」です。
- 「つなぐ支援」ではなく「つながる支援」をしないと制度・支援者・当事者が孤立します。
- 切れ目のない支援には「のりしろ」が必須。
- 当事者を置き去りにしないこと。本来、いかに連携するかは、個々の当事者の状況により異なることを再確認する必要があります。

(「役割分担」が、支援者目線の「割り振り」にならないように....。)

<参考資料3：連携の考え方>

連携の促進について

- 連携における「顔の見える関係」には、①顔が分かる関係、②顔の向こう側が見える関係、③信頼できる関係の3つの内容が含まれる。①の関係でなく、②や③の関係を築くことにより、連携が円滑になる。
- 地域連携の促進要因は、地域の中で「話す機会がある」ことであり、考え方や価値観、人となりが分かるような話し合いの機会を継続的に地域の中に構築することが有用。

「話す機会がある」

グループワーク・日常的な会話・患者を一緒に診ることを通じて、性格、長所と短所、仕事のやり方、理念、人となりが分かる



信頼できる関係

信頼感をもって一緒に仕事ができる

顔の向こう側が見える関係

考え方や価値観・人となりが分かる

顔が分かる関係

名前と顔が分かる

出典：森田達也ら「地域緩和ケアにおける「顔の見える関係」とは何か？」（『Palliative Care Research』7巻1号, 2012年, P.323-333）より作成
（参考：Optim's-pt 上原久氏作成資料）

4. よりよい支援・連携に向けて ③

(3) 支援に必要とされる用語や概念の正しい理解と共有

- 例1：「援助」「支援」「自立」とは？
- 例2：「自己決定」（の原則）とは？

⇒<「自己決定」（の原則）について>

「自己決定」は「相談者本人が自分で決め、決めたら自分で責任をとること」ではない。（×）

本来の原則は、支援者が「本人が決めるプロセスを支える」こと。（○）
本人の決定は変化する。気持ちの「揺れに付き合う」ことや、
支援者が「自己決定のあとを担保する」ことも、重要である。

（参考文献：『生活困窮者自立支援法自立相談支援事業従事者養成テキスト』中央法規出版、2014年、P156～159。）

4. よりよい支援・連携に向けて ④

(4) これからの対人援助のあり方

対人支援において今後求められるアプローチ

支援の“両輪”と考えられるアプローチ



具体的な課題解決を目指すアプローチ

- 本人が有する特定の課題を解決することを目指す
- それぞれの属性や課題に対応するための支援(現金・現物給付)を重視することが多い
- 本人の抱える課題や必要な対応が明らかな場合には、特に有効

つながり続けることを目指すアプローチ

- 本人と支援者が継続的につながることを目指す
- 暮らし全体と人生の時間軸をとらえ、本人と支援者が継続的につながり関わるための相談支援(手続的給付)を重視
- 生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050問題など課題が複合化した場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合に、特に有効

共通の基盤

本人を中心として、“伴走”する意識

個人が自律的な生活を継続できるよう、本人の意向や取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。

おわりに

- 女性支援（福祉）の領域では、まだまだ、当事者が声をあげることが難しい状況にあると思います。しかし「当事者の声」こそ、支援を良質なものとするための、重要な鍵になると考えます。
- 「理念」を支援に関わる方々の「灯」に、「当事者の声」を大切にしながら、他領域他制度とつながり、新法にもとづく「新たな支援」を展開していただくことを願っています。 **本日はありがとうございました。**

<参考URL>

- 社会保障審議会(生活困窮者自立支援及び生活保護部会)

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_443308.html

- 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_04612.html

- 困窮者支援情報共有サイト：みんなつながるネットワーク（厚労省委託事業）

<https://minna-tunagaru.jp/>